

## 「児童虐待事例検証第2部会」の新設及び現児童虐待事例検証部会の 名称変更について

### 1 児童虐待事例検証部会について

大阪市における児童虐待の再発防止策の検討を行うことを目的として、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項にもとづき、児童虐待を受けた児童がその心身に重大な被害を受けた事例を分析・検証するため、児童福祉審議会の下に、「児童虐待事例検証部会」を設置している。

児童虐待事例検証部会では、児童虐待の死亡事例等について調査・検証し、その結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告している。

### 2 第2部会の設置理由について

本市では、令和元年度から「重大な児童虐待ゼロ」を掲げ、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、さまざまな児童虐待防止対策の取組を強化している。

このような中、児童虐待の死亡事例等の検証についても、これまで主に検証を行ってきた本市が関与していた虐待による死亡事例のほか、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例も含めて、検証が必要と認められる事例について、広く検証を進めている。

これにより、検証候補となる事例を増やして検証を行っており、スピードアップを図る必要があるが、検証にあたっては、関係機関へのヒアリングや公判記録の確認など、丁寧に検証作業を進めていく必要がある。そのため、令和3年4月から「児童虐待事例検証部会第2部会」を新設し、検証対象となる事例に対し、速やかに検証を行い、再発防止につなげていくこととする。

### 3 第2部会の委員の選定について

第2部会の委員については、児童福祉分野、心理分野、法的分野、医療的分野の観点から検証・分析するため、学識経験者（児童福祉、心理等）、弁護士、医師（児童精神科等）の5名の選定を予定している。

### 4 現児童虐待事例検証部会の名称変更について

第2部会の設置に伴い、現部会の名称を「児童虐待事例検証部会」から「児童虐待事例検証第1部会」に変更する。